

随意契約の結果

【令和4年3月分】役務・物品購入

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

工事、業務又は物品購入等契約の 名称及び数量等	【01-05】 種別 (内容・場所・期間等)	【09-09】 契約番号	契約担当者の氏名及びその 所属する支社等の所在地	契約を締結した日	契約相手の氏名 及び住所	契約相手の法人番号	予定価格	契約金額	落札率	随意契約によることとした理由	再就職 役員数	公益法人の場合			備 考
												公益法人の区分	国所管、都道府 県所管の区分	志礼・応募者数	
新宿アイランドタワー15階1-A区画軽量移動間仕切等改修工事			契約担当 東日本都市再生本部長 村上 卓也 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和4年3月10日	大成建設(株) 東京都新宿区西新宿1-2-5-1	4011101011880	13,750,000円	13,750,000円	100.0%	本業務は、東日本都市再生本部会議室の間仕切改修工事である。当該法人は賃貸借契約を結んでいるビル所有者の指定業者であり、賃貸借契約等により、当該法人が施工することが規定されている。よって、会計規程第51条第3項第1号に基づき、当該業者と随意契約を行ったものである。	-				
東北まちづくり支援事務所借上 宿舎賃貸借契約(アモロソん仙 台駅東501)			分任契約担当 東日本都市再生本部 総務部長 石橋 一人 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和4年3月23日	非公表	非公表	非公表	非公表	#VALUE!	当契約は、遠隔地である東北まちづくり支援事務所に勤務する職員の借上宿舎の賃貸借契約である。東北まちづくり支援事務所から通勤が可能で、かつ、賃料は近隣の相場程度で安価な物件であることから、会計規程第51条第3項第1号に基づき、当該物件の所有者と随意契約を行ったものである。	-				予定価格・契約金額・契約相手方
長岡都市再生事務所借上宿舎賃 貸借契約(レクセル長岡607 号室)			分任契約担当 東日本都市再生本部 総務部長 石橋 一人 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和4年3月23日	非公表	非公表	非公表	非公表	#VALUE!	当契約は、遠隔地である長岡都市再生事務所に勤務する職員の借上宿舎の賃貸借契約である。長岡都市再生事務所から通勤が可能で、かつ、賃料は近隣の相場程度で安価な物件であることから、会計規程第51条第3項第1号に基づき、当該物件の所有者と随意契約を行ったものである。	-				予定価格・契約金額・契約相手方
【東日本都市再生本部】令和4 年度新宿アイランドタワー15 階倉庫使用料			分任契約担当 東日本都市再生本部 総務部長 石橋 一人 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和4年3月24日	新宿アイランド管理組合 東京都新宿区西新宿6-5-1	601101009790	1,241,724円	1,241,724円	100.0%	当契約は、当本部の物品等を保管するために使用する倉庫の使用契約である。立地、規模、使用等の条件から、当該物件が最適であると判断し、当該物件に関する利用が必要であることから、会計規程第51条第3項第1号の規定に基づき随意契約を行うものである。	-				
東北まちづくり支援事務所借上 宿舎賃貸借契約(レ・リシエス 仙台駅東301)			分任契約担当 東日本都市再生本部 総務部長 石橋 一人 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和4年3月25日	非公表	非公表	非公表	非公表	#VALUE!	当契約は、遠隔地である東北まちづくり支援事務所に勤務する職員の借上宿舎の賃貸借契約である。東北まちづくり支援事務所から通勤が可能で、かつ、賃料は近隣の相場程度で安価な物件であることから、会計規程第51条第3項第1号に基づき、当該物件の所有者と随意契約を行ったものである。	-				予定価格・契約金額・契約相手方
長岡都市再生事務所借上宿舎賃 貸借契約(クレストスクエア0 306)			分任契約担当 東日本都市再生本部 総務部長 石橋 一人 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和4年3月25日	非公表	非公表	非公表	非公表	#VALUE!	当契約は、遠隔地である長岡都市再生事務所に勤務する職員の借上宿舎の賃貸借契約である。長岡都市再生事務所から通勤が可能で、かつ、賃料は近隣の相場程度で安価な物件であることから、会計規程第51条第3項第1号に基づき、当該物件の所有者と随意契約を行ったものである。	-				予定価格・契約金額・契約相手方
北海道まちづくり支援事務所借 上宿舎賃貸借契約(レガロ美術 館通603)			分任契約担当 東日本都市再生本部 総務部長 石橋 一人 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和4年3月29日	非公表	非公表	非公表	非公表	#VALUE!	当契約は、遠隔地である北海道まちづくり支援事務所に勤務する職員の借上宿舎の賃貸借契約である。北海道まちづくり支援事務所から通勤が可能で、かつ、賃料は近隣の相場程度で安価な物件であることから、会計規程第51条第3項第1号に基づき、当該物件の所有者と随意契約を行ったものである。	-				予定価格・契約金額・契約相手方
鹿沼市銀座通りにおけるリノ ベーションまちづくり推進に向 けた施設に係る賃貸借料			分任契約担当 東日本都市再生本部 総務部長 石橋 一人 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和4年3月15日	(株)DANNAVISION 栃木県鹿沼市上材木町17-3-9	8060001032285	4,424,570円	4,424,570円	100.0%	・対象物件が鹿沼市の中心に位置し、かつ、メインストリートである銀座通りに面している。 ・階台のまち中央公園(当該物件北側)とも接し、公共施設との連携、公共空間を活用した取組みが可能である。 ・物件規模(延べ床400㎡超)から、複合的な用途が入る。 ・複数の事業者によるチャレンジできる場づくりや事業者間交流の促進が可能で、利用者にとっても活動しやすい場、活動が見える場として適している。 ・物件オーナーである(株)DANNAVISIONが取り組むプロジェクトの目標と機種の取り組み目標とが合致している。 ・上記により社会実験の場として適切であり、かつ現在、賃貸借が可能な物件である。 以上のことから、会計規定第51条第3項第1号に基づき随意契約を行ったものである。	-				

随意契約の結果

【令和4年3月分】役務・物品購入

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量等	【01-05】 種別 【内容・属性・期間等】	【09-09】 契約番号	契約担当者の氏名及びその所属する支社等の所在地	契約を締結した日	契約相手の氏名及び住所	契約相手方の法人番号	予定価格	契約金額	落札率	随意契約によることとした理由	再就職 役員数	公益法人の場合			備 考
												公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	志札・応募者数	
鹿沼市銀座通り拠点施設に係る管理・運営業務			分任契約担当役 東日本都市再生本部 総務部長 石橋 一人 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和4年3月22日	鹿沼銀座エリアリノベーション共同 体 栃木県鹿沼市上材木町17-39	-	8,552,000円	8,552,000円	100.0%	本業務はリノベーションまちづくりを推進するための拠点を整備するにあたり管理・運営業務と内装等整備業務を一体的に行う業務である。実施にあたっては、リノベーションまちづくりを実現するための企画・運営能力が求められるので、契約相手方の選定は良好な成果を期待できる者を対象として企画提案協議方式によることとした。当該法人からの提案内容を審査した結果、当機構の企画意図と合致し、有効な提案と認められたため、会計規定第51条第3項第1号に基づき随意契約を行ったものである。	-				
鹿沼市銀座通り拠点施設に係る内装等整備業務			分任契約担当役 東日本都市再生本部 総務部長 石橋 一人 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和4年3月22日	鹿沼銀座エリアリノベーション共同 体 栃木県鹿沼市上材木町17-39	-	6,000,000円	6,000,000円	100.0%	本業務はリノベーションまちづくりを推進するための拠点を整備するにあたり管理・運営業務と内装等整備業務を一体的に行う業務である。実施にあたっては、リノベーションまちづくりを実現するための企画・運営能力が求められるので、契約相手方の選定は良好な成果を期待できる者を対象として企画提案協議方式によることとした。当該法人からの提案内容を審査した結果、当機構の企画意図と合致し、有効な提案と認められたため、会計規定第51条第3項第1号に基づき随意契約を行ったものである。	-				
品川現地事務所賃貸借契約			契約担当役 東日本都市再生本部長 村上 卓也 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和4年3月10日	進山借成（株） 東京都東京都中央区日本橋 兜町13-2	2010001058241	15,071,760円	15,071,760円	100.0%	行政及び地権者との緊密な協議・調整に際し、当該事業地区近隣に事務所を設置するため、賃借しているものである。今後も、業務遂行のために事務所機能を継続する必要がことから、利便性、規模、立地条件等を考慮の上、賃貸借契約の更新を行ったものである。	-				

※1 単価契約の場合は、契約金額欄に契約単価を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。
 ※2 公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
 ※3 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

【対象となるもの】
 ・予定価格が250万円を超える工事又は製作
 ・予定価格が160万円を超える財産の買入れ
 ・予定賃借料の年額又は総額が80万円を超える物件の借入
 ・予定価格が100万円を超える役務
 ただし、機構の行為を秘密にする必要があるものを除く。